

東日本大震災に係る代替資産特例の適用申告について

ひたちなか市

東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者の方が、令和6年3月31日までの間に当該滅失し、損壊した償却資産に代わるものと認められる償却資産を取得、又は当該損壊した償却資産を改良した場合、当該取得された償却資産については、固定資産税の課税標準を取得の翌年から4年度分その価格の2分の1の額とする特例措置（代替資産特例）が講じられています。（地方税法附則第56条第12項）

この課税標準の特例措置の適用を申告する場合は、下記に従い書類を作成のうえ、申告してください。

I 特例措置の概要

1 特例対象者

東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者

2 特例措置の対象となる資産

(1) 対象資産（代替資産）

① 東日本大震災の被災により滅失し又は、損壊した償却資産（以下「被災資産」という。）の代わりとして取得した資産

原則として被災資産と種類が同一であり、使用目的又は用途が同一であるもので、代替資産であると市長が認めるものに限ります。

② 東日本大震災の被災により、被災資産を復旧し、又は補強等を行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの

(2) 取得期限

平成23年3月11日から令和6年3月31日までの間に取得されたもの

(3) 特例率

取得の翌年度から4年度分を、課税標準額を2分の1に軽減します。

（地方税法の他の条項により、課税標準の特例措置が適用される場合には、重ねて適用されます。）

II 提出要領

1 提出書類

特例適用の申告に当たっては、次の書類をご提出ください。

① 被災代替償却資産の取得に係る特例適用申告書

② 【別紙】固定資産（償却資産）課税台帳登録事項証明書 兼 代替資産対照表

③ その他

イ) 平成23年1月2日から平成23年3月11日までの間に取得し、被災した資産の代替資産について申告する場合には、地震発生時に被災地に所在したことを証する書類（納品書、写真など）を添付してください。

ロ) 代替資産の取得者が、被災資産の所有者の相続人である場合や、合併法人である場合にも、特例の適用が認められます。この場合には次の書類を添付してください。

○相続人の場合：相続人であることを証する書類（戸籍謄本の写し等）

○合併法人の場合：合併法人であることを証する書類（登記簿謄本の写し等）

2 提出先 ひたちなか市役所 資産税課 償却資産係 電話 029-273-0111（内線）3113, 3114

Ⅲ 記載要領

1 被災代替償却資産の取得に係る特例適用申告書

- (1) (申告者)住所又は所在地
申告者の住所又は所在地を記載してください。
- (2) (申告者)氏名又は名称
申告者の氏名を記載してください。
なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- (3) 所有者の氏名(名称)・住所(所在地)及び償却資産所在地を記載してください。
- (4) 代替資産の種類別内訳
「固定資産(償却資産)課税台帳登録事項証明書 兼 代替資産対照表」に挙げられた代替資産の資産種類別の数量及び取得価額の合計を記載してください。

2 【別紙】固定資産(償却資産)課税台帳登録事項証明書 兼 代替資産対照表

- (1) 被災資産(課税台帳登録資産)及び代替資産
 - ① 所有者名
被災資産及び代替資産それぞれの所有者名を記載してください。
 - ② 資産の種類
被災資産及び代替資産それぞれの資産の種類を記載してください。
 - ③ 資産番号
被災資産側の欄には、「平成23年度種類別明細書(一覧表)」(電算処理による申告の場合は、「平成23年度申告書」)を参照して、資産番号を記載してください。
※ なお、「平成23年度種類別明細書(一覧表)」は、平成22年12月に償却資産申告書に同封して送付していますが、お持ちでない場合には、ひたちなか市役所資産税課償却資産係までお問い合わせください。
 - ④ 資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数
被災資産及び代替資産それぞれの資産の名称等、数量、取得年月、取得価額及び耐用年数を記載してください。
- (2) 証明欄
被災した資産の代替資産を他の市町村において取得し、特例申告をする場合は、当該被災資産が申告されていた市町村長の証明(課税台帳登録事項証明)を受ける必要があります。
(本市で被災した資産について、本市でその代替資産を取得した場合には、課税台帳登録事項証明を受ける必要はありません。)